

2010.09.21

アメリカの契約相手との契約の仕組み（1）（アメリカ編～Vol.2）

1 契約社会であること

（1）前回の記事でアメリカが契約社会だとお分かりいただけたことでしょう。アメリカの法律は、イギリス法を母法とし、ローマ法の伝統を受け継ぐ大陸法（日本は、フランス、ドイツ法を母法とし、この大陸法系の国となります）とは異なり、コモン・ロー（市民法）の体系下にあります。

コモン・ローの法体系下では、もともと成文法がなく、裁判所による裁判例が一つ一つの法律になっていました。そこで、具体的事例に即した裁判例が蓄積されることとなりますが、その事例は全て少しずつ違っており、様々な異なる場面を想定して契約内容を考えられます。これが、アメリカでの契約の条文が細部まで詳細に規定される理由であり、契約が長文化する要因となります。

（2）日本において通常定められるような誠実協議条項は、アメリカの契約書には書いてはいけません。この条項が規定されることにより、他の部分の条項まで「本当にその規定の内容で定まっているのか」という疑義を生じさせることにもなりかねないからです。誠実に協議してもお互いわからないからこそ契約書を作成するというのが、アメリカの契約当事者の感覚です。

（3）アメリカの契約では、誠実協議条項よりむしろ、「完全なる合意条項」（**Entire Agreement**）を規定します。これにより、当該契約に規定されていること以外は当事者間で何も合意していないということを定めます。

契約に至るまでにいくつかの書類が当事者間で交わされることも「完全なる合意条項」が必要となる理由です。まず、皆さんがアメリカの会社との取引を希望する場合、相手方に対し、どのようなことを行いたいかを記載した「**Letter of Intent**」（申入書）を送ることになります。その後、協議が進展し、ある程度の契約の方針が決定されると、当事者間で「**Memorandum of Understand**」（合意書）を作成します。そして、細かな条文を詰める作業を行い、「**Final agreement**」に至ります。ここで、「**Final agreement**」に至った時に、最終的な合意内容とそれ以前の合意内容が異なる場合があります。そのような場合、最終合意以前の合意内容を排除しなければなりません。そのために、「完全なる合意条項」を規定するのです。

2 約因法理

もうひとつ、アメリカが、コモン・ローの国であることから、特徴的な点が、「Consideration」(約因) という法理です。

日本法を学んでから、この約因法理を学ぶと世界観が 180 度変わってしまうような気になります。ローマ法では、「約束は守られなければならない」というのが大原則で、たとえその約束が一方的であっても、約束は約束として守られなければならないとされていますが、コモン・ローによれば、対価性のない約束は守らなくてもよいとされているのです。

これは、契約の相手方に何らかの義務を課し、その義務を履行してもらうためには、自分も何らかの義務を負い、または対価(約因)を支払わなければならないという考え方です。この法理から、当事者のどちらかが一方的に義務を負うような条項が定められた場合、その条項が無効とされてしまう可能性があります。

ただし、アメリカの現在の判例では、何らかの対価さえ支払えば、その相当性は問題とされないとされています。対価が支払われる限り、その内容については、「胡椒の実」(Peppercorn) のような小さなものでも構わないともいわれるようになりました。

職務発明規定により技術者の保護が図られる日本とは違い、アメリカの会社では、会社と技術者との間の労働契約の中で、技術者による発明は全て 1 ドルで会社へ譲渡するという定めが置かれることがあります。たとえそれが大発明で、会社に巨額の利益をもたらしたとしても、この規定も有効とされ、会社は 1 ドルでその発明の譲渡を受けることができます。ローマ法の伝統を引く日本とコモン・ローの国アメリカで答えが反対になるユニークな場面です。今回は、もう少し具体的な規定の仕方についてお話ししましょう。

筆者：弁護士 苗村博子

(苗村法律事務所所長、1987 年弁護士登録)

※無断での転載、複製、送信、翻訳・翻案、改変・追加などの一切の行為はご遠慮ください。